

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案」等について</p>	<p>令和元年5月23日 警 備 局</p>
<p>1 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案の概要</p> <p>(1) 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 題名を「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令」に改める。 ○ その他所要の規定を整理する。 <p>(2) 警察庁組織令の一部改正 警備企画課の所掌事務を改める。(警察庁組織令第37条関係)</p> <p>(3) 総務省組織令の一部改正 総務省大臣官房及び大臣官房総務課の所掌事務を改める。 (総務省組織令第3条及び第22条関係)</p> <p>2 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 題名を「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則」に改める。 ○ その他所要の規定を整理する。 <p>3 施行期日 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日 (同法の公布の日から起算して20日を経過した日)</p>		

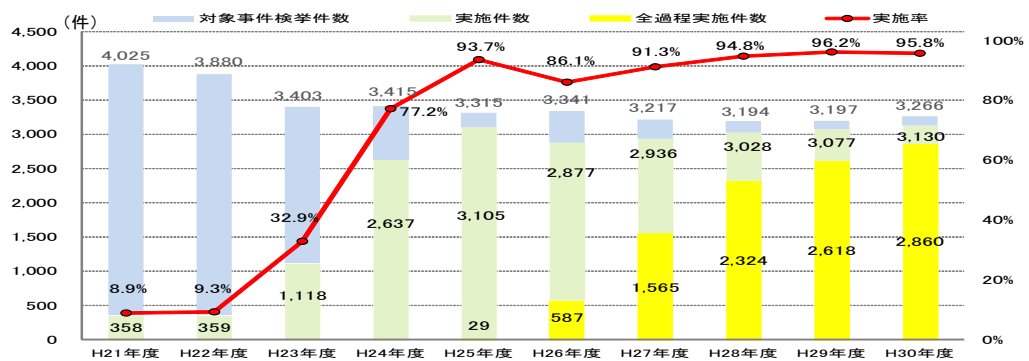
1 取調べの録音・録画の試行の経緯

- 平成20年9月 裁判員裁判対象事件について5都府県警察で試行を開始
- 平成21年4月 全都道府県警察に試行を拡大
- 平成24年5月 知的障害を有する被疑者に係る試行を開始
- 平成28年10月 録音・録画制度に即した試行（全過程実施）を開始

2 取調べの録音・録画の試行の実施状況

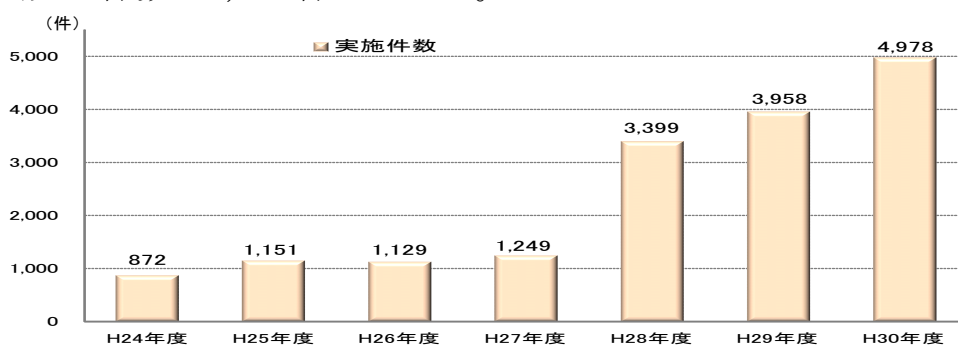
(1) 録音・録画制度の導入に向けた試行

平成30年度中の録音・録画制度対象事件等に係る事件のうち、録音・録画実施件数は3,130件であり、実施率は95.8%であった。



(2) 知的障害等を有する被疑者に係る試行

平成30年度中の知的障害等を有する被疑者に係る事件のうち、録音・録画実施件数は4,978件であった。



3 取調べの録音・録画制度の導入に向けた取組

(1) 録音・録画装置の計画的な整備

平成25年度から計画的に整備を進め、平成30年度末で約3,500台（可搬型約1,300台、設置型約2,200台）を整備しており、今年度、約500台を追加整備する予定。

(2) 的確な録音・録画の実施に係る指導・教養

録音・録画制度の導入に向けて、制度内容の周知を図るとともに、平成25年5月に「取調べ技術総合研究・研修センター」を設置して、取調べ指導担当者に対する研修を行うなど、取調べの高度化・適正化を図るための取組を推進した。

1 検挙状況（5月21日（前段期日後44日、後段期日後30日）現在）

態様別	区分	今 回 前段4月7日投票、後段4月21日投票 (R1.5.21現在)			前 回 前段4月12日投票、後段4月26日投票 (H27.5.26現在)			増 減		
		事件数	件数	人員	事件数	件数	人員	事件数	件数	人員
		前 段	買 収	10	31	74 (14)	13	77	94 (27)	-3
自由妨害	10		10	10 (8)	12	14	12 (10)	-2	-4	-2 (-2)
詐偽登録・ 詐偽投票等	6		6	8 (0)	8	24	40 (6)	-2	-18	-32 (-6)
投票偽造	1		1	6 (5)	2	2	2 (0)	-1	-1	4 (5)
投票干渉	0		0	0 (0)	2	4	4 (3)	-2	-4	-4 (-3)
文書違反	5		5	11 (0)	5	6	10 (0)	0	-1	1 (0)
そ の 他	3		3	3 (0)	3	8	11 (0)	0	-5	-8 0
小 計	35		56	112 (27)	45	135	173 (46)	-10	-79	-61 (-19)
後 段	買 収	5	34	52 (8)	16	93	120 (26)	-11	-59	-68 (-18)
	自由妨害	5	8	5 (5)	7	7	7 (6)	-2	1	-2 (-1)
	詐偽登録・ 詐偽投票等	3	3	4 (0)	5	11	13 (2)	-2	-8	-9 (-2)
	投票偽造	0	0	0 (0)	1	1	4 (4)	-1	-1	-4 (-4)
	投票干渉	0	0	0 (0)	1	1	1 (1)	-1	-1	-1 (-1)
	文書違反	0	0	0 (0)	1	1	1 (0)	-1	-1	-1 0
	そ の 他	3	3	3 (0)	3	3	3 (0)	0	0	0 0
	小 計	16	48	64 (13)	34	117	149 (39)	-18	-69	-85 (-26)
合 計	51	104	176 (40)	79	252	322 (85)	-28	-148	-146 (-45)	

(注) () 内の数字は、逮捕者を内数で示す。

2 主な検挙事例

- 県議会議員選挙候補者らによる現金買収事件（山形）
- 県議会議員選挙運動員らによる現金買収事件（青森）
- 県議会議員選挙運動員らによる供応買収事件（熊本）
- 村議会議員選挙候補者らによる物品買収事件（宮崎）
- 県知事選挙における福祉法人理事長らによる投票偽造事件（福井）

3 警告件数（5月21日現在）

単位:件

態様別	区分	今 回 (R1.5.21現在)	前 回 (H27.5.26現在)	増 減
文書頒布		826	505	321
文書掲示		2,578	3,603	-1,025
言 論		56	44	12
そ の 他		124	157	-33
合 計		3,584	4,309	-725

公安委員会	交通安全対策に関する関係閣僚会議	令和元年5月23日
説明資料No. 4	の開催について	交通 局

1 開催日時・場所

令和元年5月21日（火） 午前8時10分から20分まで
官邸4階大会議室

2 構成員

内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（交通安全対策及び少子化対策）、国家公安委員会委員長、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

3 開催の経緯

豊島区東池袋での交通事故、大津市での交通事故等の昨今の交通事故情勢を踏まえ、①高齢運転者による交通事故防止対策の強力な推進及び②未就学の子供が集団で日常的に移動する経路の安全等について、関係省庁が連携して取り組むため、会議が開催されたもの。

4 議事概要

- (1) 国家公安委員会委員長及び関係閣僚から各省庁の取組についての説明
- (2) 内閣総理大臣指示

5 内閣総理大臣指示の内容等

内閣総理大臣から、

- 高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進
- 高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実
- 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保について指示があり、政府一丸となって取り組んでいくこととされた。